

亀山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想

令和3年3月

亀 山 市

目次

はじめに.....	1
1 亀山市の農業の現状.....	1
2 策定の趣旨.....	5
3 基本構想の性格及び計画期間.....	6
第1章 基本構想.....	7
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	7
1 農業経営体の確保・育成.....	7
2 中山間地域等における多様な担い手の位置付け.....	9
3 効率的かつ安定的な土地利用の推進.....	9
4 経営の高度化への対応.....	10
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型毎の効率的かつ安定的な農業経営の指標及び新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標.....	11
1 営農類型毎の指標.....	11
2 営農類型毎の生産方式等に関する事項.....	13
3 生産基盤、加工・販売に関する事項.....	18
4 6次産業化に関する事項.....	18
5 地産地消に関する事項.....	19
第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項.....	21
第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項.....	22
1 農業経営改善計画に関する事項.....	22
2 青年等就農計画等に関する事項.....	22
3 利用権設定等促進事業に関する事項.....	23
4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他 農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項.....	31
5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作 業の実施の促進に関する事項.....	34
6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の要請及び確保の推進に関する事 項.....	35

7	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項.....	35
---	---------------------------------	----

第2章 **推進体制**..... 37

1	亀山市.....	37
2	市農業委員会.....	37
3	農業協同組合.....	37
4	地域農業再生協議会.....	37

別紙

別紙1 (第4の3の(1)の⑥関係)

別紙2 (第4の3の(2)の①関係)

はじめに

1 亀山市の農業の現状

(1) 位置

本市は、三重県の北部に位置し、北西は鈴鹿連峰により滋賀県と境し、北東に鈴鹿市、南東に津市、南西に伊賀市と隣接し、名古屋市から約50km、大阪から約100kmに位置している。

北西部には、標高500mから900m前後の鈴鹿の山々が南北に走り、そこから東方面にかけては、傾斜面の丘陵地や台地が形成され、伊勢平野へと続いている。

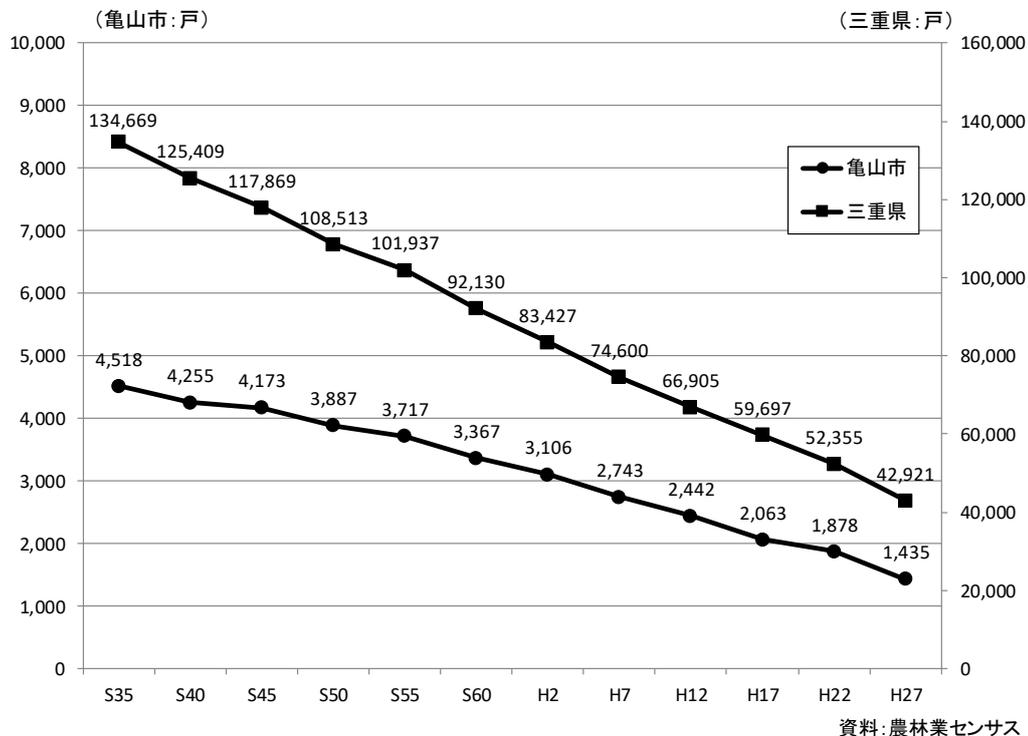
本地域中央部には、加太川や安楽川を支流とする鈴鹿川と中ノ川が東西に流れ、伊勢湾へと注いでいる。

これらの河川の流域には、扇状地性低地が開け、この上段には洪積層の砂礫台地がつながっており、水稻、茶、畜産、花木等、多様な農業が展開されている。

(2) 農家数

農家数は年々減少しており、平成27年には1,435戸にまで減少している。

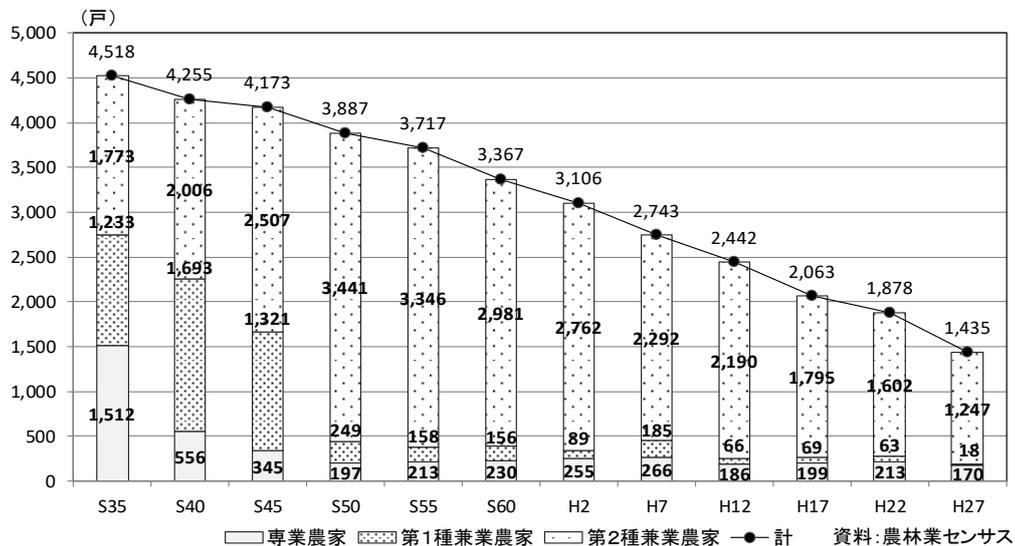
図一 農家数の推移



(3) 専業、第1種、第2種別農家数

農家数が減少するにともない専業農家、第1種兼業農家、第2種兼業農家いずれも減少傾向にある。

図一 専業・第1種・第2種別農家数の推移

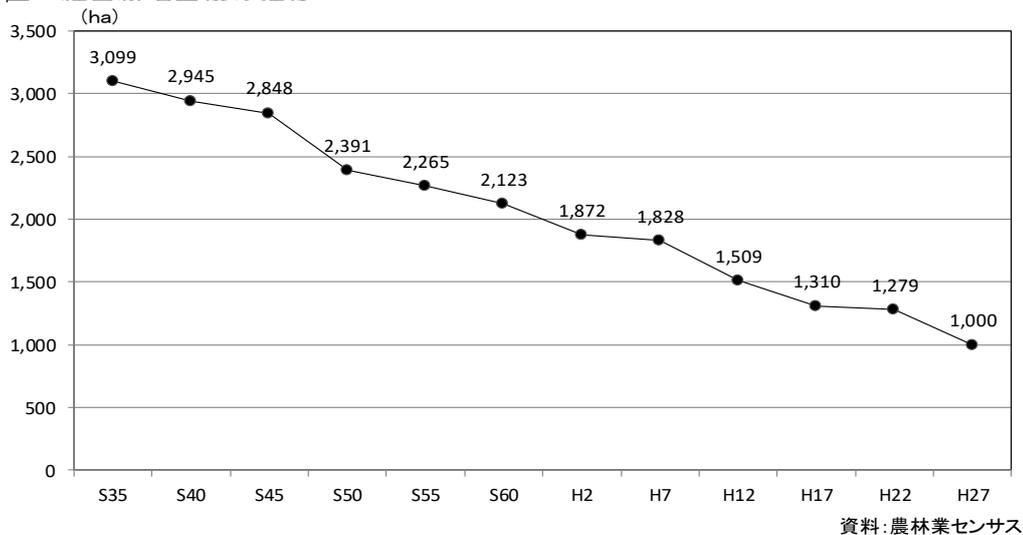


注 第2種兼業農家：自給的農家と第2種兼業農家を合わせたものとする。

(4) 経営耕地面積

経営耕地面積については年々減少しており、平成27年には1,000ha となっている。

図一 経営耕地面積の推移



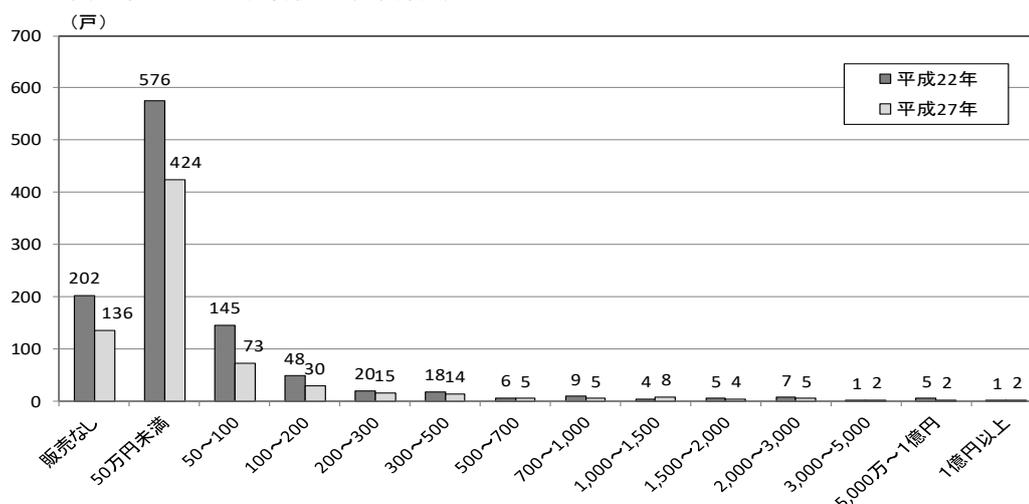
注 経営耕地面積：総農家が自ら所有し又は他から借りて耕作している農地をいう。

(5) 農産物販売金額規模別経営体数

農産物販売金額規模別経営体数では、平成27年には、販売なしが136戸、50万円未満が424戸、50～100万円が73戸となっており、100万円未満が大半を占めている。また、50～100万円が平成22年に比べ約半減している。

一方、1千万円以上は平成27年には23戸であり、平成22年から変化していない。

図一 農産物販売金額規模別経営体数

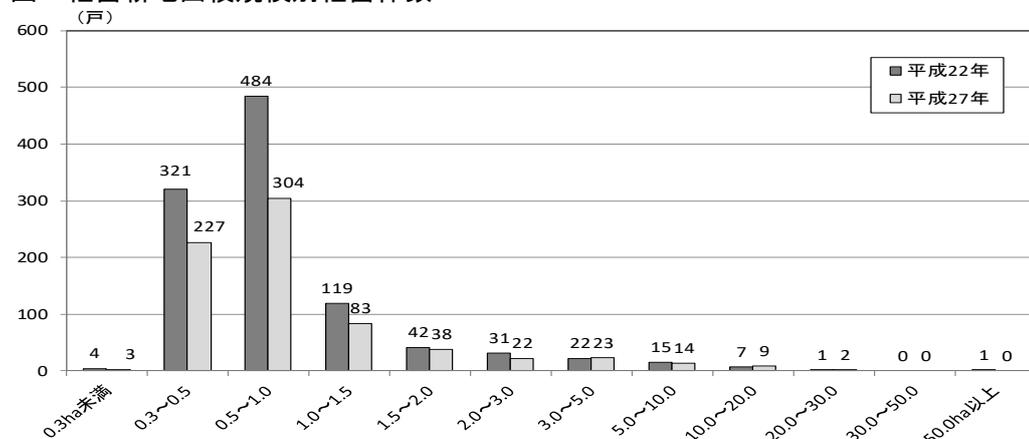


資料：農林業センサス

(6) 経営耕地面積規模別経営体数

経営耕地面積規模別経営体数では、平成27年には、0.3ha未満が3戸、0.3～0.5haが227戸、0.5～1.0haが304戸と1.0ha未満が大半を占めている。また、小規模な経営体は、平成22年に比べいずれも減少している。

図一 経営耕地面積規模別経営体数

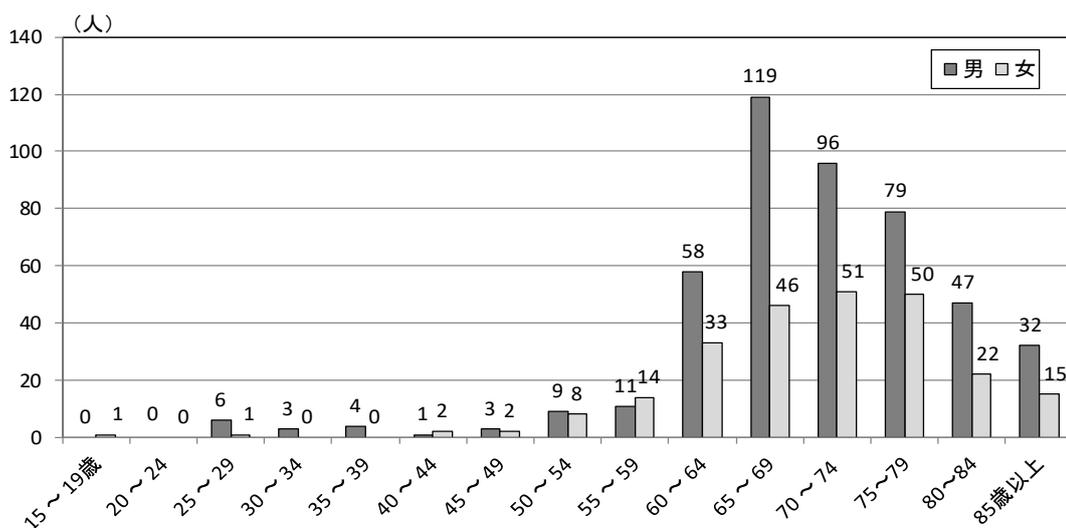


資料：農林業センサス

(7) 基幹的農業従事者の年齢構成

基幹的農業従事者の年齢構成は、若年層は少なく、年齢が高くなるにともない農業従事者数が多くなっており、65～69歳が最も多く、75歳以降は減少しているものの後期高齢者も多い状況にある。65歳以上の農業従事者は557人であり、全体713人に占める割合は約78%と高くなっている。

図一 基幹的農業従事者の年齢構成

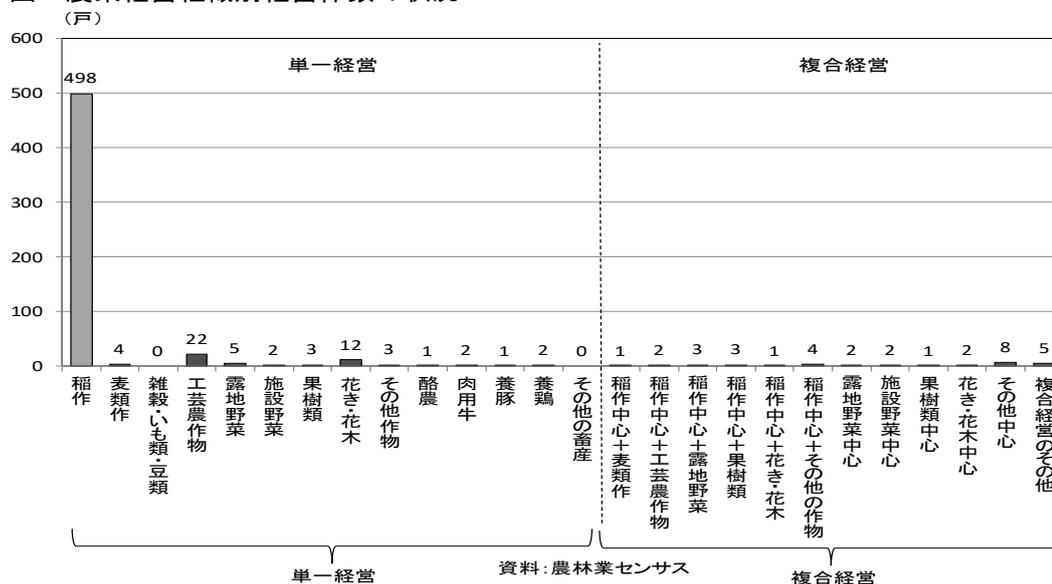


資料：農林業センサス(2015)

(8) 農業経営組織別経営体数

平成27年農林業センサスの農業経営組織別経営体数をみると、単一経営では大半が稲作となっており、ほかでは茶等の工芸農産物が22戸、花き・花木が12戸となっている。また、複合経営では、稲作との複合経営が14戸となっている。

図一 農業経営組織別経営体数の状況



資料：農林業センサス

2 策定の趣旨

近年、農業従事者の高齢化や後継者不足、農産物の価格低下による農業生産所得の低迷が続いており、農家の減少とともに産業としての農業の弱体化が進行している。それに伴い、今後も耕作放棄地が増えることが考えられ、農地の持つ多面的な機能維持が課題となりつつある。

また、こうした中で発生した新型コロナウイルス感染症は、日本を含めた全世界に拡大して社会や経済に大きな混乱をもたらしており、農業においてもその影響を克服するためのきめ細かな対応が求められている。

一方、本市の農業経営をみると、大半が稲作中心であるが、茶生産では全国第3位の生産量をもつ三重県の中でも第3位の生産量となっており、「亀山茶」としてのブランド化への取組を行っている。

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	備考
販売農家数	1,286 戸	1,047 戸	725 戸	
主業農家数 (主業農家比率)	78 戸 (6.0%)	78 戸 (7.4%)	49 戸 (6.8%)	全国のH27年主業農家比率 22.1% 三重県のH27年主業農家比率 9.8%
基幹的農業従事者の高齢化率	76.0%	77.4%	78.1%	全国のH27年高齢化率 64.6% 三重県のH27年高齢化率 78.3%
基幹的農業従事者の40歳未満比率	1.8%	1.4%	2.1%	全国のH27年基幹的農業従事者の40歳未満比率 4.9% 三重県のH27年基幹的農業従事者の40歳未満比率 2.2%
認定農業者数	40 戸	39 戸	48 戸	
集団麦作面積	61.3ha	65.7ha	71.7ha	

資料：農林業センサス

このような状況の中、本市の農業を振興するためには、認定農業者や集落営農組織等の意欲ある農業経営体の育成、当該経営体への農地の集積及び新規就農の促進により、効率的かつ安定的な農業構造を確立するとともに、「亀山茶」をはじめとした農業の6次産業化や地産地消の推進など、地域資源を活かした農業の展開が求められている。

以上により、農業・農村、加えて地域社会の健全な発展を図るため、次のことを内容とする「亀山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」を策定する。

- ① 意欲ある農業経営体を確保・育成するための効率的かつ安定的な農業経営の指標及び新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標
- ② 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項
- ③ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農地の利用集積に関する目標
- ④ 耕作放棄地の発生を防止し、その多面的な機能を維持活用するための方策
- ⑤ 地域資源を活かした農業の方策

3 基本構想の性格及び計画期間

この基本構想は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第6条の規定に基づくものであり、今後10年間を見通して定めるものとし、おおむね5年ごとに見直すこととする。（目標年度：令和11年度）

令和3年3月

第1章 基本構想

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

安全・安心な食料の安定供給をはじめ、多様な価値を提供する農業・農村の役割を踏まえ、本市における農業・農村の健全かつ持続的な発展と農地等の保全と有効利用を図るため、農業者、農業団体など関係者の積極的かつ創造的な取組を基本とし、意欲ある農業経営体が地域における農業生産の相当部分を担い、効率的かつ安定的な経営を目指して経営改善に取り組む農業構造の確立を目指す。また、こうした経営体に加え、小規模な兼業農家、高齢農家などの家族農業の維持・発展、集落営農の推進や地域資源を生かした付加価値の創出などを通じて、多様な担い手が共生する地域営農体制の構築に取り組む。

また、中山間地域等育成すべき経営体の確保が困難な地域等においては、地域の実情に即して、地域と調和した適正な農地利用を前提に、集落営農の推進とともに、多様な担い手の農業への参入促進により、地域農業の維持・発展を図る。

このため、新たに農業経営を営もうとする青年等を含めた農業経営体の育成・確保や効率的かつ安定的な土地利用の推進、農業経営の高度化等に向けた各種施策の重点化を図るとともに、関係機関・団体との連携を強化した取組を積極的に進める。

1 農業経営体の確保・育成

人口の減少や経済のグローバル化の進展など社会経済情勢が著しく変化する中、農業が持続的に発展していくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成することはもとより、創意工夫の発揮等により農業の未来を切り開いていく、意欲や雇用力のある農業経営体を育成していくことが重要である。

このため、農業経営体に対し、法人化や経営の多角化、雇用力の強化など経営発展を促すとともに、若者が就労の場として農業を選択し、次代の農業を担っていける資質を習得できる環境づくり、農業の生産性向上を図る生産基盤の推進により、次世代農業の主軸となる農業経営体の確保・育成を図っていく。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成

他産業従事者の労働実態や優良な農業経営の事例を踏まえ、以下の目標を掲げ、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。

(効率的かつ安定的な農業経営の目標)

年間総労働時間目標	主たる従事者1人あたり	1,800~2,000時間程度
年間農業所得目標	主たる従事者1人あたり	400~500万円程度
	家族経営での目標所得	500~800万円程度

また、効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を明確にするとともに、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業経営体に対して、法第12条に基づく農業経営改善計画認定制度（以下、「認定農業者制度」という。）の積極的活用を促すとともに、農地の集積・集約化、経営管理の合理化、法人化や経営の複合化^{注1}及び多角化^{注2}、生産技術の向上など、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずる。

特に、地域の話し合いを通じた農地中間管理事業の活用による農業経営体への農地の集積・集約化や、円滑な経営継承や安定的な農業経営を行う上で効果的である農業経営の法人化に注力して取り組む。

さらに、6次産業化^{注3}や農商工連携^{注4}、ブランド化、農業分野と福祉分野の連携である農福連携等、地域の資源を生かしつつ新たな価値創出の取組を促進し、経営体の育成を図る。

一方、生産組織については、効率的かつ安定的な農業経営体を育成する母体として重要な役割をもつことから、地域及び営農の実態等に応じた多様な生産組織を積極的に育成し、担い手の育成・確保を図る。

加えて、女性農業者を育成するため、家族経営協定の締結や集落営農への参画等により経営への参画を進めるほか、女性による起業や農業経営改善計画の策定及び実践を促進する。

このほか、新規参入者を含めた農業後継者の育成・確保を図るため、農業生産技術や農業経営を実地習得する研修、新規就農にかかる初期投資を支援していく。また、後継者の確保・受入体制等について関係機関・団体との連携強化を図る。

注1 複合化：稲作と果樹・野菜など複数部門で農業経営を行っていくこと

注2 多角化：農産物生産と販売、加工などと組み合わせて農業経営を行っていくこと

注3 6次産業化：1次産業が、加工(2次産業)や流通販売(3次産業)などを経営に取り入れたりすること

注4 農商工連携：農林水産業者と商工業者がそれぞれの有する経営資源を互いに持ち寄り、新商品・新サービスの開発等に取り組むこと

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

農業経営への新規参入を促し、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つよう、以下の目標を掲げ、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成とその定着を図る。

(新規就農者数の目標)

新規就農者数目標	10人（計画期間中）
----------	------------

※法第14条の4に基づく青年等就農計画認定制度（以下、「認定新規就農者制度」という。）の認定を受けたもの

(経営開始から5年後に達成すべき農業経営の目標)

年間総労働時間目標	主たる従事者1人あたり	1,800～2,000時間程度
年間農業所得目標	主たる従事者1人あたり	250～500万円程度
	家族経営での目標所得	250～500万円程度

そのため、新たに農業経営を営もうとする青年等に対して、公益財団法人三重県農林水産支援センター（以下、「三重県支援センター」という。）、農業改良普及センター等関係機関・団体と連携した情報提供や就農相談を行うことにより新規就農を促進するとともに、目標とすべき農業経営の指標を明確にし、認定新規就農者制度の活用を積極的に進め、青年等就農資金や農業次世代人材投資資金等、各種支援策の活用につなげていく。

また、農地の確保については市農業委員会や農地中間管理機構、技術・経営面については農業改良普及センターや農業協同組合等と連携・協力するとともに、新規就農者の就農定着を図るため、地域での受け入れ態勢の構築を促進する。

加えて、地域農業の担い手へと育成し、効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう関係機関と連携し、継続的に支援する。

そのほか、農業法人等における就業者の定着に向け、就業者に対する効果的なOJTの実施、就業ルールの明確化などによる働き方改革の促進、職場における安全性の確保など、就業者が働きやすい職場環境の整備に向けた支援を行う。

2 中山間地域等における多様な担い手の位置付け

中山間地域等においては、地域農業の維持・発展という観点から、農業が持つ多面的機能等を活用しつつ、特産化や高収益・高付加価値が期待される作物の導入、地産地消やグリーン・ツーリズム^{注5}、農泊ビジネス等により新たな農業・農村の価値を創出する取組を促進し、家族農業の維持・継続を図りつつ、地域の実情に即した生産組織、小規模な兼業農家、高齢農家等も参画した集落営農組織、NPOや企業等の多様な担い手の確保・育成を図る。なお、中山間地域等直接支払制度の対象地域においては、この制度を効果的に活用し、担い手等の経営改善を進める。

注5 グリーン・ツーリズム：農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動

3 効率的かつ安定的な土地利用の推進

農用地を効率的かつ安定的に活用するため、集落における話し合いや農家相互の協力を基本にして、遊休農地化のおそれのある農用地の円滑な利用調整を図り、効率的かつ安定的な農業経営をめざす意欲ある農業経営体への集積を積極的に進める。

集積にあたっては、農地中間管理機構（三重県農林水産支援センター）が行う農地中間管理事業（貸借）や特例事業（売買等）をはじめ、農用地利用改善事業等の活用を促進し、農業経営体の経営規模拡大、経営安定につなげる。

また、生産性の向上や作業の効率化を図るため、集落における作付けの集団化や経営農地の集約化等を進める。

特に、水田農業については、ブロックローテーション^{注6}による集団麦・大豆作や農業経営体への農地集積とあわせた集落営農促進の中で土地利用調整を進める。

また、増加傾向にある耕作放棄地については、耕作放棄地等の実態把握や農地とし

ての効率的な利用の確保などにより、耕作放棄地の発生防止に努める。

注6 ブロックローテーション：田畑輪換の一形態であり、地域内の水田を数ブロックに区分し、そのブロックごとに集団的に転作し、これを、1年ごとに他ブロックに移動し、数年間で地域内のすべてのブロックを循環する形態

4 経営の高度化への対応

農地の利用集積への取組による規模拡大での効率化、生産の安定化とともに、年間労働の適正配分や経営の高度化を図るため、水稻単作経営からの転換や収益性の高い作物の導入などの複合経営や多様な販売手法の合理的・創造的活用、収益性の高い製品化への取組などの多角経営を促進する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型毎の効率的かつ安定的な農業経営の指標及び新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示した目標の目標達成を可能とする効率的かつ安定的な農業経営及び新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標を、優良な農業経営の事例等を踏まえ、本市における主要な営農類型毎に、次のとおり示す。

1 営農類型毎の指標

(1) 効率的かつ安定的な農業経営

〔個別経営〕

営農類型	規模面積 (ha)		内 容	労働力 (人)	育成目標数
	露地	施設等			
主 穀 中 心 経 営	18.0		水稻 8ha、小麦 10ha、(大豆 10ha)	3.0	16
水稻・野菜等複合経営	7.5		水稻 6ha、野菜等 1.5ha	3.0	5
露地野菜中心経営	4.0		露地野菜 4ha	4.0	2
施設野菜中心経営		0.7	ミニトマト等	5.0	2
花木中心経営	3.2		さつき等 3.2ha	3.5	3
施設花き中心経営		0.5	観葉植物 0.5ha	5.0	3
茶 中 心 経 営	8.0		茶園 8ha	2.5	12
果 樹	1.6		かんきつ等	3.0	2
酪農中心経営			経産牛 50頭	2.5	2
和牛肥育中心経営			肥育牛 150頭	2.5	3
養豚一貫中心経営			繁殖雌豚 100頭	2.0	1
採卵鶏中心経営			成鶏 50,000羽	6.0	1
和牛繁殖経営			繁殖牛 50頭	2.0	2

〔組織経営〕

経営類型	規模面積 (ha)		内 容	労働力 (人)	育成目標数
	露地	施設等			
主 穀 中 心 経 営	25		水稻 15ha、小麦 10ha、(大豆 10ha)	10.0	3
茶 中 心 経 営	30		茶園 30ha	8.0	2
養豚一貫中心経営			繁殖雌豚 300頭	4.0	1

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営

〔個別経営〕

営農類型	規模面積 (ha)		内 容	労働力 (人)
	露地	施設等		
主 穀 中 心 経 営	13.0		水稲 7.0ha、小麦 6ha、(大豆 6ha)	2.5
水稲・野菜等複合経営	6.8		水稲 6.5ha、野菜等 0.3ha	2.5
露地野菜中心経営	0.5	0.1	露地野菜 0.5ha、施設野菜 0.1ha	2.5
施設野菜中心経営		0.2	ハウストマト等	2.5
花 木 中 心 経 営	2.0		さつき等 2ha	2.5
施設花き中心経営		0.3	観葉植物 0.3ha	3.5
茶 中 心 経 営	10.0		茶園 10ha	2.5
果 樹	1.0		かんきつ等	1.5
酪農中心経営			経産牛 50頭	2.5
和牛肥育中心経営			肥育牛 100頭	2.0
養豚一貫中心経営			繁殖雌豚 100頭	2.5
採卵鶏中心経営			成鶏 20,000羽	3.5

2 営農類型毎の生産方式等に関する事項

(1) 生産方式

農業経営体を中心となり、安全・安心な食料の安定供給を担っていくため、JGAP^{注7}やGLOBALG.A.P.^{注8}の認証取得、HACCP^{注9}の考え方に基づく自主管理体制の整備などにより、消費者のニーズに沿った高品質な農産物生産を推進する。

また、ICT^{注10}を活用したセンシング^{注11}等によるスマート農業技術の実装を図り、高度な生産管理の実践等を通じて、生産性の向上を図る。

注7 JGAP：農産物の安全性確保、環境保全、経営改善等を目的として、生産者及び生産者部会等が生産工程管理を行う手法の日本基準

注8 GLOBALG.A.P.：農産物の安全性確保、環境保全、経営改善等を目的として、生産者及び生産者部会等が生産工程管理を行う手法の国際基準

注9 HACCP：食品の安全性を高度に保証する衛生管理手法の一つ。原材料の受け入れから最終製品にいたる一連の工程の各段階で発生する危害を分析し、これを防止するためのポイントを重点的に管理するもの

注10 ICT：情報（information）や通信（communication）に関する技術（Technology）の総称

注11 センシング：センサー（感知器）などを使用してさまざまな情報を計測・数値化する技術

① 主穀

主穀中心経営については、集落・地域を範囲とした水田営農システムを確立するとともに、農地中間管理事業等の活用により、担い手への農地集積を加速的に進め、経営規模の拡大を促進する。特に、米の一等米比率の低下防止策として、施肥改善や病虫害防除に関する技術対策、水管理技術の励行、高温登熟性に優れた品種の導入を進める。また、実需者ニーズの高い麦、大豆の作付拡大や飼料用米、露地野菜の導入など、収益性の向上に向けた水田の高度利用を積極的に進める。さらに、麦・大豆の単収及び品質の向上を図ること等により、所得の向上を図る。

加えて、安定した雇用の確保や、さらなる経営規模の拡大を図るため、経営体の法人化を促進する。

また、省力化と低コスト化、作業の快適化を実現するため、直播栽培、乳苗移植、不耕起栽培、ドローン等による農薬散布、乗用管理機、肥効調節型肥料等の新技術の導入を図る。さらに、経営の実態に応じた施設活用を基本に、ライスセンターや育苗施設等の大規模共同利用施設の利用を促進する。

新たに農業を営もうとする青年等については、水稻、麦、大豆を中心に作業受託を推進する。また、農業施設機械の導入にあたっては、経営開始時の投資額を抑えるため、適正な規模・性能のものの導入や中古農業機械等の利用を促進する。

また、組織（法人）経営では、複数人が共同で経営を行うことにより経営面積を確保し、大型の農業機械施設の導入を図ることによる作業の効率化を進める。

② 茶

茶中心経営については、乗用型茶園管理機の導入による省力化と茶園の利用集積等による規模拡大を促進するとともに、製茶工場を核とした生産農家の系列化や協業化など茶業経営の合理化に向けた取組を進める。

また、地域の特色や消費者ニーズを考慮した優良品種への改植を計画的に進め、茶葉の品質確保に努めるとともに、GAP認証の導入の継続による生産工程管理の徹底を図り、安全・安心な茶生産を推進し「亀山茶」のブランド化を図る。あわせて、「青空お茶まつり」などの多彩なイベント等を支援し、「亀山茶」ブランドの積極的なPR活動を推進する。

新たに農業を営もうとする青年等については、当面は大きな投資が必要な荒茶加工施設は導入せず、産地内の大規模製茶経営体へ生葉を販売する茶栽培部門経営を勧める。経営開始にあたっては、安定的な茶葉生産が可能な成木園で、かつ、機械化に対応できる優良な茶園の確保を進める。

また、茶園管理についても、投資額を抑えるために中古の乗用型茶園管理機の導入等により、生産コストの削減と省力化を進める。

③ 花き・花木

花き・花木中心経営については、地域の条件や消費動向に応じた品目・品種の導入と作型の組み合わせにより、ほ場や施設の効率的な利用を進め、施設の高度化、機械化による省力かつ低コストな生産を進めるとともに、減農薬や効率的な施肥、生分解性資材の利用等による環境保全型の生産を進める。

花木経営では、サツキ、ツツジ類の安定生産を図るとともに、マット、コンテナ等を利用した根域制限生産を、花き経営では、消費者ニーズに対応した新しい品種導入による差別化などの取組を進める。

新たに農業を営もうとする青年等については、経営開始時の投資額を抑えるため、中古の施設機械の活用や、設備の簡素化を図るとともに、販売については、市場流通を基本としつつ、直売など販売方法の多様化に向けた取組を進める。

④ 酪農

酪農中心経営については、高能力乳用牛群の整備、適正なふん尿処理及び堆肥の有効利用による自給飼料確保を推進するとともに、飼養衛生管理基準等の遵守徹底や農場HACCP方式^{注12}の導入等により、衛生管理対策の強化と安全かつ高品質な生乳生産の取組を進める。

また、効率的な飼養管理方式（フリーストール、フリーバーン、ミルクパラー、搾乳ロボット、哺乳ロボット、TMR（混合飼料）給与方式、自動給餌機等）の導入や改善により省力化、低コスト化を進める。

新たに農業を営もうとする青年等については、経営開始時の投資額をできるだけ抑えるため、空き畜舎等の活用やリース事業等の利用を促進するとともに、酪農ヘルパー制度^{注13}を活用し、労力軽減及び繁殖管理技術の早期取得を促し、効率的かつ安定的な農業経営と同等の規模の確保をめざす。

また、畜産環境対策として、経営開始前から関係団体と連携し、地域住民の理解醸成を図る。

注12 農場HACCP方式：健康な家畜及び安全な畜産物を生産することを目的に、生産工程を管理する手法
注13 酪農ヘルパー制度：酪農家の休みを確保するため、ヘルパーが代わって作業を行う制度

⑤ 肉用牛

肉用牛中心経営については、飼育規模の拡大、堆肥の有効利用と合わせた県内稲わらの飼料利用を進めるとともに、繁殖肥育一貫経営への転換や受精卵移植技術の活用等により和牛肥育素牛の確保に取り組む。

また、牛トレーサビリティシステム^{注14}の的確な運用により、安全・安心な牛肉生産を推進するとともに、飼養衛生管理基準等の遵守徹底や農場HACCP方式の導入等による衛生管理対策の強化の取組を進める。

新たに農業を営もうとする青年等については、経営開始時の投資額をできるだけ抑えるため、空き畜舎等の活用やリース事業等の利用を促進するとともに、稲わら等の地域資源を有効活用し、早期に効率的かつ安定的な農業経営と同等の規模の確保をめざす。

また、肥育期間が長期にわたるため、資金繰りが円滑にできるよう、経営管理能力の早期向上を図る。

さらに、畜産環境対策として、経営開始前から関係団体と連携し、地域住民への働きかけを行い、理解醸成を図る。

注14 牛トレーサビリティシステム：BSEまん延防止や国産牛肉に対する消費者の信頼確保を図るため、牛肉として消費者に提供されるまでの間、「個体識別番号」を正確に伝達し、表示する制度。

⑥ 養豚

養豚中心経営については、優れた種豚や人工授精技術の導入、飼養技術や豚舎環境の改善などにより、低コスト・高品質生産を推進するとともに、飼養衛生管理基準等の遵守徹底や農場HACCP方式の導入等による衛生管理対策の強化や堆肥の有効利用の取組を進める。

新たに農業を営もうとする青年等については、経営開始時の投資額をできるだけ抑えるため、空き畜舎等の活用やリース事業等を利用するとともに、多額となる資金繰りに対応するため、早期に効率的かつ安定的な農業経営と同等の規模の確保をめざす。

また、畜産環境対策として、経営開始前から関係団体と連携し、地域住民への働きかけを行い、理解醸成を図る。

⑦ 養鶏

養鶏中心経営については、需要動向に対応した自主的な計画生産を基本に、素びなや飼料の適正な選定、飼養衛生管理基準等の遵守徹底や農場HACCP方式導入による衛生対策、鶏舎環境の改善、堆肥の有効利用などにより、低コストで安全・安心な

鶏卵・鶏肉の生産に取り組む。

新たに農業を営もうとする青年等については、経営開始時の投資額をできるだけ抑えるため、空き畜舎等の活用やリース事業等を利用するとともに、特に多額の投資が必要となる卵選別包装施設は導入せず、原卵出荷を基本とし、早期に効率的かつ安定的な農業経営と同等の規模の確保をめざす。

また、畜産環境対策として、経営開始前から関係団体と連携し、地域住民への働きかけを行い、理解醸成を図る。

⑧ 野菜

野菜中心経営については、地域の条件に応じた品目構成と作型の組み合わせや施設化を進めるとともに、農用地の有効活用や収益性向上の観点から、水田への作付けを促進する。

また、規模拡大や高齢化に応じた省力化、労働過重の軽減を図るため、移植、収穫、選別調製等の高能率作業機械の導入や、作業受委託、育苗作業の分業化を進める。

施設栽培においては、低コスト耐候性ハウスの活用、空きハウスや温室など既存施設の有効利用等により投資額の低減を図るとともに、生産の安定化を目指しICTによる複合環境制御システム^{注15}や養液栽培システム等の高度栽培施設の導入を進める。また商品の高品質化、高付加価値化などに向けた取組を進めるとともに、出荷体制の整備を図る。

新たに農業を営もうとする青年等については、経営開始時の投資額を極力抑えるため、既存施設、中古機械の利用などを進めるとともに、多様な販売方法の実施や出荷流通経費の削減、付加価値を生かした有利販売などを進めることにより、所得の向上を図る。

注15 複合環境制御システム：温度、湿度、日射、CO₂などを測定し、それぞれ最適な状態にするため、暖房機や保温カーテン、換気や遮光を複合的に自動制御するもの

⑨ 果樹

果樹中心経営については、需要動向に即した生産量の確保を基本としつつ、多様なニーズに応じた優良品種・系統の導入、地域の特色を生かした産地の育成を図る。

また、産地の競争力を高めるため、省力化に向けた生産基盤の整備や施設機械の導入、輸出向け果実の生産拡大を進める。

新たに農業を営もうとする青年等については、経営開始時の投資額の軽減を図るため、既存の園地や施設機械の借入または継承を進める。また、収益確保に向け早期成園化技術の導入、販路の拡大や販売方法の多様化などの取組を促進する。

(2) 経営管理能力の向上

農業経営の状態を的確に把握することは、経営の発展をめざすうえで大変重要であ

ることから、パソコン等の活用による複式簿記記帳、経営規模や生産状況（生産量・品質）の計数管理の導入を進める。

その上で、経営の目標に対する課題を明確にし、経営改善の実現に向けた計画・実行・評価・改善（P D C Aサイクル）の実施を促進する。また、経営計画の策定においては、消費者のニーズを的確にとらえた経営の展開が図られるよう働きかける。

さらに、家族内の役割分担等のルールを定めた家族経営協定の締結や信用力の向上、有能な人材の確保のための法人化を進める。

G A P（農業生産工程管理）、H A C C Pについては、経営管理能力の向上とともに、食品安全、環境保全、労働安全等の確保を図る上で必要な取組として導入を進める。また、先進的経営体においては、実需者等のニーズを踏まえつつ、必要に応じて国際水準のG A P認証の取得を進める。

（３）農業従事の態様

労働時間については、他産業並みの労働時間を実現するため、経営規模に応じた機械化、省力技術の導入、作期分散、雇用の活用等により計画的な労働時間の平準化、短縮を図る。経営規模の拡大を図る経営体においては、省力化と生産性の向上に向け、農業機械や生産施設等へI C Tや自動化等の技術の導入を図る。

特に、畜産については休日の取れるゆとりある経営を実現するため、関係団体との連携による酪農ヘルパー制度の活用を推進する。

快適で安全な作業環境を実現するため、高温や粉じん・騒音に対応した生産施設・作業場への改善、体への負担の少ない作業体系の導入、農業機械の使用や農薬散布等における安全性の確保を進める。

また、後継者や従業員にとって魅力ある職場とするため、家族経営協定の締結や経営の法人化、就業ルールの明確化などの働き方改革の取組を進めるとともに、休日制・給料制の導入、社会保険への加入、福利厚生の実施などを図る。また、人材育成の方針を明らかにするなど、必要に応じてI C T等の技術を活用し、効率的に生産技術の習得、継承が図られる環境整備を進める。

（４）土地利用における推進方向及び該当する営農類型

本市では、稲作を中心として、北東部では花木栽培を、丘陵地では茶及び畜産を行っている。

今後、水田では、ほ場整備田を中心に集落営農を進めながら、水稻、麦、大豆等の土地利用型農業を促進し、大規模かつ効率的な水田農業経営の確立に向けた取組を推進するとともに、市場条件の有効性や農地の高度利用等の観点から、施設園芸や露地野菜等の農業経営を育成する。

また、その他の農地においては、茶、花木、露地野菜、畜産等の経営規模の拡大や

経営の複合化、多角化による産地競争力の強化を進め、ブランド化を図る。

3 生産基盤、加工・販売に関する事項

(1) 生産基盤

農業経営体の効率的かつ安定的な農業経営の実現に向け、生産の低コスト化や農業労働力の削減を目的とする農業生産を支える農業用施設の整備を進める。

水田については、用水管理の省力化に向けた水田の機能を生かしつつ、麦・大豆・飼料作物をはじめ畑作物の導入・定着を図るため、地域の営農形態に応じた用排水路の整備や施設の維持・管理に取り組む。

畑地については、野菜や花木、果樹、茶等の地域における産地の振興を図るとともに、適正な規模の集団化を進める。

また、中山間地域等においては、地形条件等を考慮した経済的な工法など地域の立地条件を生かした基盤整備を進める。

(2) 加工・販売

農業経営体による自らの経営資源を生かした農産物加工、B to B^{注16} やB to C^{注17} による直接販売、農家レストランや農泊ビジネスによる集客・交流事業、農商工連携や6次産業化による新たな商品の開発・販路拡大等に積極的に取り組むことを促し、雇用力のある農業経営体の確保・育成につなげる。

6次産業化に取り組む農業経営体は、中長期計画を明確にし、適切な衛生管理や経営管理を行うとともに、リスク対応の体制整備を推進する。また、労働力の適正配分などにより、農業生産と6次産業化等部門とのバランスのとれた体制の整備を進める。

市場出荷、実需者との契約生産、直売所や大規模小売店のインショップ^{注18}による直接販売に加え、加工事業者や流通事業者との連携、大都市圏や海外等への販売など、多様な流通スタイルの確立により、販路拡大を図る。

注16 B to B：企業間取引を意味し、企業が企業に向けて商品やサービスを提供する取引

注17 B to C：企業が個人に対して商品・サービスを提供する取引

注18 インショップ：ショッピングセンターなどの店内に、専門店が出店する形式

4 6次産業化に関する事項

「亀山茶」をはじめ本市の特産品について6次産業化を推進していくため、農作物の付加価値向上への取組を支援するとともに、情報発信・PR等の広域展開を進めていく。よって、次の事項に取り組んでいく。

① 「亀山茶」の6次産業化に向けた取組

本市で生産されたお茶を「亀山茶」として広く宣伝し、独自の全国ブランド名としての展開を図るため、茶業組合等、関連団体による取組や活動状況について、市ホームページや広報媒体などを通して、広く情報を発信するほか、茶農家の情報発信への支援を

行う。

生産段階においては、消費者ニーズに適合する新品種の導入や、有機農業やGAP認証の導入など、生産管理の徹底による安心・安全な茶の生産を推進する。

加工・販売段階においては、茶の機能性成分を活用するなど消費者ニーズにマッチした高付加価値な新商品を開発し、道の駅やサービスエリア等での販売につなげるとともに、ホームページの開設やインターネット通販による販路の拡大及び地域ブランド化を推進する。

あわせて、茶摘み体験などの旅行商品や茶と地元特産品とを組み合わせたグルメメニューの開発など、幅広い視点で「亀山茶」の魅力伝える機会の創出に取り組む。

② その他の特産品の6次産業化に向けた取組

市内各所においては、地域の自然条件を活かした特産品づくりが取り組まれている。主な特産品は、自然薯、シソ、和牛、養豚、養鶏等の畜産物、梅などである。こうした特産品を活用して、農業経営体の所得向上に向けた生産・加工・販売の一体化や農村の多面的機能を生かした新たなビジネスを進める6次産業化への取組を支援する。

具体的には、生産主体である認定農業者や集落営農組織を確保・育成するとともに、企業参入や新規就農者など外部人材の導入を推進し、生産基盤の確保を図る。

加工・販売段階においては、現状の生産・出荷という一次産業的形態から、生産品の加工・販売に至る6次産業の形態への転化を図り、地域産品の高付加価値化・商品化に取り組むとともに、地域ブランド化を推進する。

5 地産地消^{注19}に関する事項

近年、消費者の農産物に対する安全・安心志向の高まりや生産者の販売多様化への取組が進む中で、消費者と生産者を結び付ける「地産地消」への期待が一層高まってきている。また、国では、地産地消を食料自給率の向上に対する重点的に取り組むべき事項として、「食料・農業・農村基本計画」の中に位置付け、全国展開を積極的に推進している。

よって、次の事項に取り組んでいく。

注 19 地産地消：地域生産地域消費（ちいきせいさん・ちいきしょうひ）の略語で、地域で生産された様々な生産物や資源（主に農産物や水産物）をその地域で消費すること

① 直売所

生産者で構成される団体等が直売所の運営主体となった安全・安心な農産物の販売への取組を支援する。

② 量販店等

量販店等において、インショップや販売コーナーの設置など、地場農産物の販売協力を促す。

③ 学校給食

学校給食において、米、麦、大豆、野菜、果樹など、地場農産物の使用を推進するなど、地産地消の活動の拡大を図る。

④ 福祉施設

福祉施設において、病院や老人ホーム等での食事に地場農産物の利用を図る。

⑤ 観光

観光において、地域独自の食材や食文化を提供・紹介し、観光地としての付加価値を高める中で、土産等への販売拡大を図る。

⑥ 外食・中食

外食事業や中食事業^{注 20}において、農産物の安定供給の確保や、消費者ニーズに応える観点から、地場農産物を使用した活動を図る。

注 20 中食事業：持ち帰り弁当や宅配弁当、デパ地下の惣菜、高齢者向けの食材宅配サービス等の製造・販売事業

⑦ 加工関係

加工関係において、地域の独自性にこだわった地場農産物を使用した商品開発など、様々な活動を図る。

⑧ 情報活動

県や市などの行政機関が中心となって、地場農産物をさらに普及させるための情報提供、広報活動等を進める。

⑨ 交流活動

交流活動は、市や農業団体等が主体となり、地場農産物をキーワードとした活動を支援する。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

- 1 第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農 用地の利用に占める面積のシェアの目標
70%程度

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、播種、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

- 2 目標年次はおおむね10年先とする。

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者への経営農地の面的集積率が上がることをめざす。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、農地中間管理機構を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、本市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図る。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、第1に掲げる基本的な方向に沿った目指すべき農業構造の実現のため、

- ① 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等の確保・育成
- ② 中山間地域等における多様な担い手の確保・育成
- ③ 効率的かつ安定的な土地利用の推進
- ④ 経営の高度化への対応

を基本とし、施策の集中化・重点化を行い、関係機関・団体の協力を得て次に掲げる事項に留意し、農業経営基盤強化促進事業に取り組む。

1 農業経営改善計画に関する事項

効率的かつ安定的な農業経営の構築に向け、自らの農業経営の改善を計画的かつ積極的に進めようとする農業経営体を明確にするとともに、農業者が取り組む経営規模の拡大、経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を加速させるため、認定農業者制度の一層の周知徹底及び活用推進を図るとともに、以下の取組を行う。

- ア. 認定農業者が策定した農業経営改善計画の実現に向け、関係機関・団体と連携して、先進技術の導入、経営規模の拡大、農業経営の多角化・複合化等の6次産業化による経営改善、経営管理能力の向上、法人の設立などに関する指導相談活動、研修等の支援を行う。
- イ. 経営改善を側面的に支援するため、農業協同組合、三重県支援センター等の関係機関・団体等による各種農業・事務サービス等地域にマッチした担い手サポート体制の充実を図る。
- ウ. 認定期間の最終年（5年目）を迎えた認定農業者を中心に、中小企業診断士や税理士など専門的な知識を有する者の活用を促し、経営改善や発展に向け必要な支援を行う。

2 青年等就農計画等に関する事項

新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を達成するため、認定新規就農者制度の周知徹底及び活用推進を図るとともに、以下の取組を行う。

- ア. 新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向け、就農希望者に対しては、三重県支援センター、農業改良普及センター等関係機関・団体と連携・協力し、独立・自営就農をはじめ、農業法人等への雇用就農も含めた情報提供や就農相談を行う。
また、就農に向けての技術習得については、農業改良普及センターや農業協同組合等と連携・協力し支援していく。
- イ. 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向け、就農の意志が明確になったも

のに対しては、栽培技術の習得及び農地・住居の取得や地域における信頼関係の構築への支援等を、関係機関・団体と連携を図りながら進める。

また、「人・農地プラン」への地域農業の担い手としての位置づけや、青年等就農資金や農業次世代人材投資資金等、各種支援策の活用を促進し、安定的な経営体への成長に向けて積極的な支援を行う。

さらに、農業法人等への雇用就農者の定着に向けて、雇用時のミスマッチの解消や就業環境の改善、人材育成プログラムの充実への支援を行う。

また、地域の農業経営体との交流や地域活動への積極的な参加を勧め、地域農業を担う意識の啓発を図りつつ、地域への定着を促進する。

ウ．新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向け、認定新規就農者については、その経営の確立に資するため、青年等就農計画の達成状況や経営課題を把握し、関係機関・団体が、必要に応じて、専門的知識を有する者も活用しながら、栽培技術指導、経営指導等を重点的に行う。

さらに、当該農業者が農業経営改善計画を作成できるよう計画的な支援に取り組む。

3 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア．農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

次の（ア）から（エ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）及び（エ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

イ．混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業

を行うことができると認められること。

ウ. 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）

として利用するため利用権の設定等を受ける場合

その土地を効率的に利用できると認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）までに掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）及び（エ）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する事業を行う農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第6条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。
- ア. その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ. その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ. その者が、法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員又は社員、株主（農地法第2条第3項第2号イからチに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

なお、農地所有適格法人の組合員又は社員が当該農地所有適格法人に利用権の設定を行うため利用権の設定等を受ける場合は、当該農地所有適格法人を含めた集団的な土地利用調整の結果によるものとし、当該農地所有適格法人の効率的な営農に資するよう配慮するものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合連合会、農業協同組合及び同法第72条の10第1項第1号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合、その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

（2）利用権の設定等の内容等

- ① 利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。
- ② 利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係は、賃貸借、使用貸借、農業経営の受委託、売買等である旨を農用地利用集積計画において明らかにするものとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成にあたっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）別紙9の第1の3の様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の作成手続きを進める。
 - ア. 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ. 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ. 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可の基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 市は、(5)の申し出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認められるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。

この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 申出及び要請

- ① 市農業委員会は、利用権の設定等を行おうとする者又は認定農業者で利用権の設定等を受けようとする者の申し出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 法第23条第1項の認定に係る農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う団体、営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化や農

作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合及び土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域において農用地の集団化と相まって農用地の利用の集積に取り組んでいる土地改良区は、農用地利用集積計画に定める事項の全部又は一部を示して市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。

- ③ ②に定める申出を行う場合において、（4）の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の60日前までに申し出るものとする。

（6）農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、（5）の①の規定による市農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、（5）の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定める。
- ③ ①及び②に定める場合のほか、利用権の設定を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときには、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（1）に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（7）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。なお、⑥のイに掲げる事項については、（1）の④に定める者がこれらを実行する能力があることを確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払い方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。）及びその支払（持分又は株式の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア. その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ. その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項及びその他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - イ) 原状回復の費用の負担者
 - ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
 - エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごと

に（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が２０年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

（９）公告

市は、市農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）の①の規程による市農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑤までに掲げる事項を亀山市公告式条例により公告するものとする。

（１０）公告の効果

市が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

（１１）利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

（１２）紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努めるものとする。

（１３）農用地利用集積計画の取消し等

① 市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（１）の④に規定する者（法第１８条第２項第６号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア．その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域のお

- ける農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
- イ. その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。
- ウ. その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア. (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ. ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業等の活用を図るものとする。市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構又は三重県支援センターに連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

(14) これらに関する関係機関との連携の考え方

市は、利用権設定等促進事業の実施にあたって、効率的かつ安定的な土地利用の推進を図るため、必要に応じて農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関と連携するものとする。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施を促進するための方策

市は、地域関係農業者が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、関係機関と連携し、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあつては、農用地の効率的かつ総合的な利用の支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化や農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ. 農用地利用改善事業の実施区域

ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ. その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。
- ② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ. (4) のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を亀山市公告式条例により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更について準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認められるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農地所有適格法人以外の法人も含めた農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 市は、②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をするものとする。

ア. ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けることが確実であると認められること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣ってい

ると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導・援助

① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導・援助に努めるものとする。

② 市は、(5)の①に規定する団体または当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及センター、市農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導・助言を求めてきたときは、亀山市地域担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は受託を行おうとする者から申出があった場合は、農地中間管理機構と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

(1) 後継者対策

市は、効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲のある者が円滑に就農や事業継承ができるよう、相談機能や研修機会の充実を図るものとする。

(2) 青年の新規就農者の増加に向けた対策

① 支援策の積極的活用

市は、就農希望者に対して、本構想に基づいて青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金や農業次世代人材投資資金等を活用しながら経営力の向上を図り、確実な定着に導くものとする。

② 地域への定着に向けたサポート

市は、新規就農者に対して、関係機関・団体と連携・協力し、営農に関する情報提供や相談対応を行う。また、地域農業の担い手として育成するため、市内の新規就農者や認定農業者との交流を促すほか、人・農地プランへの位置づけを積極的に促進する。

③ 経営の発展に向けた支援

市は、認定新規就農者について、青年等就農計画の達成状況を確認し、必要に応じて関係機関等と連携しながら栽培技術指導や経営指導等の支援を行うとともに、一層の経営力の向上を図るため、農業経営改善計画の作成を促すものとする。

(3) 農村女性が能力を充分発揮していくための条件整備の方針

市は、農業の担い手としての女性の能力を充分発揮させるため、研修機会等の充実を図るとともに、農業経営における方針決定過程への女性の参画を促進する。また、女性が働きやすい環境を整備するため、休日制やヘルパー制度の導入等による農業従事者の改善を推進するものとする。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 関連施策の推進

① 市は、農業生産基盤整備、生活環境整備その他関連事業の積極的な推進に努めるものとする。

② 市は、経営構造対策事業、農業基盤整備事業、農業近代化施設整備事業その他の

助成事業については、農業経営基盤強化促進事業の実施を助長することを旨として実施するものとする。

- ③ ①及び②のほか、市は、地域の農業の振興に関する施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化促進事業の円滑な推進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) その他

① 農用地の利用度の向上

市は、不作地等低利用農用地の利用度の向上を図るため、市農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構その他農業に関する団体と協力して、低利用農地の活用を推進するものとする。

② 地力の維持培養及び堆きゅう肥・副産物の有効利用

市は、地力の維持培養と堆きゅう肥・副産物の有効利用を図るため、家畜ふん尿等堆きゅう肥の施設の円滑な促進と稲・麦わら、作物残さ等の有効利用の推進等異なる経営部門間の地域複合を積極的に推進するものとする。

③ 農産物の流通の改善

市は、生産された農作物の販売価格の向上を図るため、農業協同組合その他農業に関する団体と協力する。

第2章 推進体制

1 亀山市

市は、基本構想を柱とした地域農業の構造改革の推進主体として、地域の農業を支える担い手や営農組織を育成・確保するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に向けて、関係機関・団体と連携した情報提供や就農相談及び地域における新規就農者の受け入れ態勢の構築を図る。

また、農地の効率的な利用に向けその集積を促進するため、農地中間管理事業等を活用し、担い手等への農地の利用集積を促進するなど農業経営の安定化と規模拡大を進めていく。

さらに、ブランド力のある産物の強みを活かし、消費者ニーズを見据えながら、生産・加工・流通（販売）を一体化させた6次産業化の取組や、地域の安心・安全な農産物を地域で消費していく取組を促進していく。

2 市農業委員会

市農業委員会は、認定農業者及び認定新規就農者等への農地のあっせん活動の実施主体として、農地流動化情報の集約・整理、流動化方策の検討、農用地移動のあっせん等農地移動に関する事務を通じて、農用地利用集積計画の作成への積極的な参画とその決定、農用地利用改善事業の円滑な推進等に取り組むとともに、農地中間管理機構と連携し、農地の集積・集約化を図るものとする。

また、農業経営体からの申し出があれば農用地の利用関係の調整に努めるとともに、耕作放棄地の解消のために耕作放棄地の所有者等に対して必要な指導をするものとする。

3 農業協同組合

農業協同組合は、農業経営体に対する経営管理・生産技術向上への支援をはじめ、営農組織の育成、農作業受委託の促進、販売戦略の構築、制度資金をはじめとする営農資金の貸付けなどに主体的に取り組むとともに、市、農業委員会と連携を密にして、地域における土地利用調整や農地の流動化を積極的に推進する役割を果たすものとする。

また、必要に応じて組合員に係る農用地の利用関係の改善を図るため、市への農用地利用集積計画の作成申し出、農地中間管理機構との連携等による農地の利用調整についても積極的に取り組むものとする。

さらに、新たに農業経営を営もうとする青年等を確保するために、地域での新規就農者の受入態勢の構築を促進するものとする。

4 地域農業再生協議会

地域農業再生協議会は、農業経営基盤強化促進事業の推進方策についての協議・立案及び連絡調整や農業経営基盤強化促進事業の実施に関して効果的かつ円滑な処理に資す

るとともに、農用地利用改善団体の農用地利用規程や農業経営体の農業経営改善計画及び新規就農者の青年等就農計画の作成等に対し、適切な指導・助言を行い、その活動を支援するものとする。

附則

- 1 この基本構想は、令和3年4月1日から施行する。

別 紙

・別紙1（第4の3の（1）の⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

ア. 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イ及びロに掲げる事項。

イ. 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

ア. 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号ロに掲げる要件。

イ. 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第6号若しくは第8号又は第9号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

ア. 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

・別紙2（第4の3の（2）の①関係）

I. 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）

ア. 存続期間は3年、6年又は10年のいずれかとする。農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間や、その他農用地の利用計画等からみて3年、6年又は10年とすることが相当でない認められる場合には、3年、6年又は10年と異なる存続期間とすることができる。

イ. 残存期間は移転される利用権の残存期間とする。

ウ. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。

② 借賃の算定基準

ア. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実情を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件及び利用権設定を受け者の経営の状況等を勘案して算定する。

イ. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。

ウ. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。

エ. 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記アからウまでの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。

③ 借賃の支払方法

ア. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。

イ. アの支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。

ウ. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものである。

④ 有益費の償還

ア. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。

イ. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申出に基づき市農業委員会が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

II. 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）

I の①に同じ

② 借賃の算定基準

ア. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。

イ. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。

ウ. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②のウと同じ。

③ 借賃の支払方法

I の③に同じ。

④ 有益費の償還

I の④に同じ。

Ⅲ. 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間

Iの①に同じ。

② 損益の算定基準

ア. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。

イ. アの場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。

③ 損益の決済方法

Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。

④ 有益費の償還

Iの④に同じ。

Ⅳ. 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準

土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。

② 対価の支払方法

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。

出資を目的とする所有権移転の場合は、所有権の移転を受けた農地所有適格法人の取締役又は理事は所定の手続きを経て変更の登記を行うものとする。

③ 所有権の移転の時期

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。

なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。

龜山市 産業建設部 産業振興課

〒519-0195

三重県龜山市本丸町5-7-7番地

Tel. 0595-84-5082

Fax. 0595-82-9669